



発行 東京都

目次

88

告示(選)

○参議院(東京都選出)議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………一

公告

○参議院(東京都選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………(東京都選挙管理委員会)…一

○参議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………(同)…一

○参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………(同)…一

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和元年七月二十八日任期満了による参議院(東京都選出)議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和元年七月三日。ただし、年齢については、同月二十一日
登録を行う日 令和元年七月三日

公告

参議院(東京都選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和元年七月二十八日任期満了による参議院(東京都選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

一 令和元年七月四日

東京都庁第一本庁舎二十五階一〇三会議室及び一〇四会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

二 同月五日以降

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

参議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所について

令和元年七月二十八日任期満了による参議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和元年七月二十八日任期満了による参議院議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。
令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

一 令和元年七月四日

東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

二 同月五日以降

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

